

**(仮称) 地域共生ステーション整備運営事業に関するサウンディング調査
<実施要領>**

記載の内容は令和6年6月時点のものであり、現在、検討を進めていることから、確定したものではないことにご留意下さい。

令和6年6月

高槻市

目次

1. サウンディング調査の実施目的	1
2. サウンディングの実施に関する事項	1
(1) 公募スケジュール	1
(2) 参加者の備えるべき要件	1
(3) 説明会の開催	2
(4) サウンディング申込書・サウンディングシートの受付	2
(5) ヒアリングの実施	2
3. 知的財産の取扱方針	3
(1) サウンディングの内容に係る知的財産の取扱について	3
(2) サウンディング結果の公表	3
(3) 市によるサウンディングの結果の使用について	4
4. その他	4
(1) 要領の修正等	4
(2) 本募集の凍結・中止	4
(3) 損害賠償規定	4
(4) 本要領等の目的外利用の禁止等	4
(5) 本募集への参加費用の負担	4
(6) 参加事業者の取扱い	4
(7) 事務局	4
(8) 委託先コンサルタント	5

1. サウンディング調査の実施目的

高槻市（以下「市」という。）では、令和6年3月に策定した「（仮称）地域共生ステーション整備基本計画」に基づき、市南部にある川添地区において、高槻市版の地域共生社会モデルの整備を進めているところです。

本調査は、官民連携手法であるPPP事業として実施するにあたり、多くの民間事業者の方に事業参画いただける事業条件等を把握することを目的として実施するものです。

2. サウンディングの実施に関する事項

（1）公募スケジュール

実施内容	スケジュール
実施要領の公表	令和6年6月24日（月）
説明会の参加申込の受付	令和6年7月1日（月）～7月5日（金）
説明会の開催	令和6年7月11日（木）
サウンディング申込書・サウンディングシートの受付	令和6年7月1日（月）～7月11日（木）
ヒアリングの実施	令和6年7月22日（月）～7月26日（金）

（2）参加者の備えるべき要件

① サウンディングの参加方法

サウンディングには、以下の形態で参加できます。

（ア）単独の法人等（法人格を有していること、法人税法（昭和40年法律第28号）第3条の規定に基づき法人税法の適用を受けている人格のない社団、個別の根拠法に基づき設立されている組合（有限責任事業組合等）等をいいます。海外の法人等についてはこの定義に準拠し、個別に判断するものとします。）

（イ）複数の法人等によるグループ（グループを構成する場合は、代表法人を定めてください。）。

② 参加者の要件

サウンディングの参加者（複数法人等のグループの場合はすべての構成企業）は、次のいずれにも該当しない者とします。

（ア）高槻市建設工事請負業者指名停止基準又は高槻市物品売買業者指名停止基準に基づく指名停止期間中の者。

（イ）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。又はその者を代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用する者。

（ウ）建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。

（エ）参加表明書受付締切日現在、国税、都道府県税、市町村税を滞納している者。

（オ）4（8）に示す本事業の委託先コンサルタントと資本関係又は人的関係のある

者。

(カ) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 9 条の欠格事由に該当する者。

(3) 説明会の開催

サウンディングの実施にあたり、説明会を実施します。

説明会の参加を希望する場合は、件名を【(仮称) 地域共生ステーション整備運営事業に関するサウンディング調査・説明会参加申込み】として、事務局に電子メールにて説明会申込書【様式 1】を提出してください。

市は電子メールを受領した後、受領確認通知を電子メールにて返信します。

なお、説明会参加者のうち希望者に対して、了承を得られた説明会参加事業者のリストを後日配布することを予定しています。

① 開催日時

令和 6 年 7 月 11 日 (木) 10 時 30 分から 1 時間程度を予定

② 会場

高槻子ども未来館 3 階大会議室（高槻市八丁畷町 12 番 5 号）

③ 説明会の申込受付期間

令和 6 年 7 月 1 日（月）から 7 月 5 日（金）正午まで

④ 電子メール記載内容

法人名および参加人数、担当者名

⑤ 留意事項

(ア) 1 グループにつき 3 名まで参加可能です。

(イ) 現地見学会の開催は予定しておりません。

(4) サウンディング申込書・サウンディングシートの受付

令和 6 年 7 月 1 日（月）から 7 月 11 日（木）正午までに、サウンディング申込書【様式 2】・サウンディングシート【様式 3】等（下表）を事務局に提出してください。提出方法は電子メールにて行ってください。

市が申込書等を受領した後、受領確認通知を電子メールで送付します。

書類	様式
・説明会申込書の WORD データ	【様式 1】
・サウンディング申込書の WORD データ	【様式 2】
・サウンディングシートの WORD データ	【様式 3】
・法人等の会社案内等の PDF データ（5 MB 以内） ※無ければ不要	任意

(5) ヒアリングの実施

① 実施日時等の通知

市がサウンディングシートを受領した後、サウンディングシートの結果をもとに必要に

応じて高槻子ども未来館での対面によるヒアリングを実施する予定です。ヒアリングの対象者については、令和6年7月18日（木）までに電子メールにて御連絡しますので、受領されましたら、受領確認の返信を電子メールにてお願いいたします。

ただし、2（2）参加者の備えるべき要件の各規定に違反している申込者については、ヒアリングの対象外とします。

② ヒアリングの実施

サウンディングシート記載内容の確認やそれを実現するために必要な条件等について意見交換を行うことを目的に、令和6年7月22日（月）～令和6年7月26日（金）にヒアリングを実施します。

なお、市職員のほかに本事業に関して支援を受けているコンサルタント等も同席する予定です。

また、ヒアリング終了後に、必要に応じて追加の対話やアンケート等を実施することがあります。その際はご協力をお願いします。

3. 知的財産の取扱方針

（1）サウンディングの内容に係る知的財産の取扱について

サウンディングの内容については、申込者の個別の知見・ノウハウが含まれているため、これらの知的財産の保護については、以下の通り取り扱います。

（ア）サウンディングシート、サウンディングの内容に係る著作権等は、申込者に帰属するものとします。

（イ）（ア）については、情報公開請求があった場合には、高槻市情報公開条例第6条第1項第2号に規定する非公開情報に該当する箇所を除いて公開することになります。

※高槻市情報公開条例第6条第1項第2号

（公文書の公開義務）

第6条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求をしたもの（以下「請求者」という。）に対し、当該公文書を公開しなければならない。

（2） 法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれのある事業活動に関する情報を除く。

（2）サウンディング結果の公表

サウンディングの実施結果について、概要の公表を予定しています。

公表は、民間事業者のアイデアやノウハウを知的財産の観点から保護するため、参加者名やノウハウ等に関する詳細な提案内容は非公表とします。

(3) 市によるサウンディングの結果の使用について

市は、本事業実施に係る意思決定を行うための庁内検討用の資料の作成にあたり、議事録等の内容を利用できるものとします。

また、外部（地元関係者、議会、報道機関等）に対する情報提供のために、上記庁内検討用の資料を使用する場合があります。この場合、申込者やサウンディングの内容が特定できない範囲で一般化した情報のみを掲載する予定ですが、必要が生じた場合、申込者に対して、個別に許諾を求めることがあります。

なお、市は、サウンディングの結果について本事業に関して業務を委託しているコンサルタントに開示するものとします。

4. その他

(1) 要領の修正等

本要領に修正、変更、追加等があった場合は、速やかに市ホームページで公開します。

(2) 本募集の凍結・中止

市は、天変地異、政策変更等により、やむを得ない事情のある場合は、本募集を凍結し、または中止する場合があります。

(3) 損害賠償規定

サウンディングの実施およびその結果等に関連する事項につき、故意または過失のいかんを問わず、申込者が第三者に損害を生じさせても、市は一切これを補償しません。

(4) 本要領等の目的外利用の禁止等

市から提供された関連資料等は、サウンディングおよびその申込のために利用する以外は利用を認めません。

(5) 本募集への参加費用の負担

本募集への参加に係る費用については、各申込者の負担とします。

(6) 参加事業者の取扱い

サウンディング調査への参加実績は、事業者公募における優位性を持つものではありませんが、御提案いただいた内容が公募条件等に反映される可能性があります。

(7) 事務局

〒569-0067 高槻市 健康福祉部地域共生社会推進室

TEL : 072-674-7162

E-mail : tkst-pfi@city.takatsuki.osaka.jp

担当者 : 内田、秋山

(8) 委託先コンサルタント

パシフィックコンサルタンツ株式会社大阪本社

〒530-0004 大阪市北区堂島浜一丁目 2 番 1 号 新ダイビル

大阪社会イノベーション事業部 プロジェクト推進室

TEL : 06-4799-7320 FAX : 06-4799-7386

担当者 : 山本、野中、小池